

## 平成19年度実施方針

### 1. 件名

#### (1) 制度・施策名称

産業技術人材育成

#### (2) 事業名称

産業技術フェローシップ事業（産学連携人材の育成）

### 2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）  
第15条第1項第7号

### 3. 背景及び目的

国際競争の激化と産業構造の変化の中で、我が国における研究開発成果を事業化、企業化する能力等の技術革新の低下が懸念されている。

今後とも我が国の産業技術の一層の高度化及び産業競争力の強化を継続的に図っていくためには、産業技術に係る知見を有する研究者自ら専門分野や組織を越えて、知識融合等によるイノベーションを促進することが極めて重要である。

本制度は、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていくことのできる優れた資質を有する研究者の育成及び資質の向上を図ることを目的とする「産業技術人材育成」の一環として実施する。

近年、我が国全体の政策の視点がハード面でのインフラ整備など「モノ」を優先する考え方から、「人」に着目して投資する考え方に重点を移しつつある（「モノから人へ」）中で、科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・活用できる人材や、技術と経営の双方を理解し研究開発を効果的に市場価値に結実させる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量ともに求められており、これらの分野での活躍を目指す若手の研究者を発掘し、国際競争力において低迷しているマネジメント分野（事業化の普及度、起業家精神の普及度）の人材を産業社会ニーズに即応して育成することが必要である。

このため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO技術開発機構」という。）は、我が国の産業競争力の強化を図るための研究開発及び技術成果を事業に結びつけ経済的付加価値に転換できる人材等の育成及び資質の向上についても有機的に支援していく必要がある。

本事業では、産業技術に係る知見を有する研究者自らが専門分野や組織を越えて積極的に、産学連携機関等の現場において、産学連携業務に従事する機会を提供することにより、知識融合等によるイノベーションを促進し、様々な産業技術課題に対して幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていく、優れた資質を有する人材の育成を図ることを目的として実施する。

#### 4. 事業内容

##### 4. 1 事業概要

NEDO技術開発機構は、産業技術に対して幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていくことのできる優れた若手研究人材を養成する事業（以下「養成事業」という。）への希望者を広く募集する。審査の結果、採用された方々（以下「NEDOフェロー」という。）は、NEDO技術開発機構が雇用したうえで、それぞれの産学連携機関等（以下「受入機関」という。）に派遣し、派遣先の受入機関における養成カリキュラムの履行等を通じ、産学連携を担う人材として必要な能力（①研究成果の発掘からマーケティング、ライセンスまでを一貫して行うことができる能力、②科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・管理・活用できる能力、③技術と経営の双方を理解し研究開発を効果的に市場価値に結実できる能力）を兼ね備えた「即戦力」人材となるための資質の向上を図る。

##### 4. 2 事業方針

###### <応募要件>

###### (1) 応募者及び受入機関の要件

###### 1) 応募者の要件

以下の項目を全て満たすこと。

- ①平成19年8月1日現在で原則40歳未満の者。
- ②原則として博士号取得者又は修士課程修了者。ただし、養成事業開始までに取得・修了していることを要する。なお、企業等における研究開発・実用化業務等の経験を3年以上有する場合は大学学部卒（4年制）の者も修士課程修了者とみなす。
- ③本養成事業終了後、産学連携を担う人材（①技術移転スペシャリスト人材、②知的財産マネジメント人材、③プロジェクト・マネジメント人材）として貢献しうる者。
- ④業務の遂行に支障のない健康な者。
- ⑤他と二重雇用とならない者。
- ⑥平成19年8月1日からNEDOフェローとして雇用されることが可能な者。
- ⑦養成期間中、学生的身分を有さない者。（NEDO技術開発機構が特に認めた場合を除く。）
- ⑧受入機関に平成17年度以前に所属しない者（非常勤雇用等を含む。）
- ⑨カリキュラム履行に支障がない程度に日本語ができる者。
- ⑩養成期間を満了できる者。（カリキュラム満了以前に他の機関に就職、海外留学等の予定のある方は応募できない。）
- ⑪過去において、NEDO技術開発機構の当該事業に雇用されたことのない者。

###### 2) 受入機関の要件

大学（リエゾン部門、知的財産部門、起業支援部門等）、技術移転機関（TLO等）、大学発ベンチャー、ベンチャー支援機関等であって、以下の項目を全て満たすもの。

- ①NEDOフェローを適切に監督し、その安全管理ができること。
- ②養成カリキュラムに関連する業務の実績を有すること。
- ③当該養成事業を適切に遂行するために必要な体制及び能力を有していること。

###### (2) 養成事業の対象とする業務及び分野

省エネルギープロジェクトとして実施されるナショナルプロジェクト、NEDOプロジェクト及びマッチングファンド事業など事業化に係る技術経営及び知的財産の権利化並びに「省エネルギー技術戦略2007」で示された超燃焼システム技術、時空を超えたエネルギー利用技術、省エネ型情報生活空間創生技術、先進交通社会確立技術及び次世代エネデバイス技術に係る技術移転、リエゾン及び起業化支援とする。

(3) 審査項目

1) 書面審査として

項目	審査基準
応募者の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募者の要件を満たしていること。</li> <li>・ 事業を遂行するための専門的能力を有すること。</li> </ul>
養成カリキュラムの審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養成カリキュラムにおいて習得する能力と発揮される場（活用されるを場）が明確に示されていること。</li> <li>・ 目標を達成するための具体的な方法が明確に示されていること。</li> <li>・ 養成カリキュラムが特化した内容であり、詳細に示されていること。</li> <li>・ 設定された養成計画が明確で、研修期間内に実現が可能であること。</li> </ul>
受入機関の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入機関の要件を満たしていること。</li> <li>・ 産学連携に関する実績を有すること。</li> <li>・ 省エネルギー推進に資する実績を有すること。</li> <li>・ 事業を効果的に実施するための指導管理体制を有すること。</li> </ul>
指導担当者の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェローを指導するための十分な実務経験、指導実績を有すること。</li> </ul>

2) 面接審査として

項目	審査基準
応募者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を遂行するための十分な能力、資質等を有すること。</li> </ul>
指導担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェローの育成に関して十分な効果が達成されるための指導力等を有すること。</li> </ul>

<就業、給与条件>

(1) 養成事業実施期間

養成事業の実施期間は、3年を限度とする。

なお、雇用契約は単年とし、2年目以降は、継続審査によって決定する。

(2) 就業、給与条件

- 1) 身分は、NEDO技術開発機構が直接雇用する「産業技術養成技術者」とする。
- 2) 就業条件は、原則としてNEDO技術開発機構における「産業技術養成技術者就業

規則」によるものとする。

3) NEDOフェローに支給する給与は、年額で概ね以下のとおりとする。(基本給、諸手当、諸税金、社会保険及び労働保険の個人負担分等を全て含む。)

①博士号取得者 480万円/年

②修士課程修了者等 420万円/年

(3) 養成技術者予定数

継続予定：100名

新規採択予定：10名程度

(4) 本年度事業規模等

660百万円(石特(省エネ))

事業規模については、変動があり得る。

#### 4.3 これまでの事業実施状況

(1) 実績額推移(百万円)

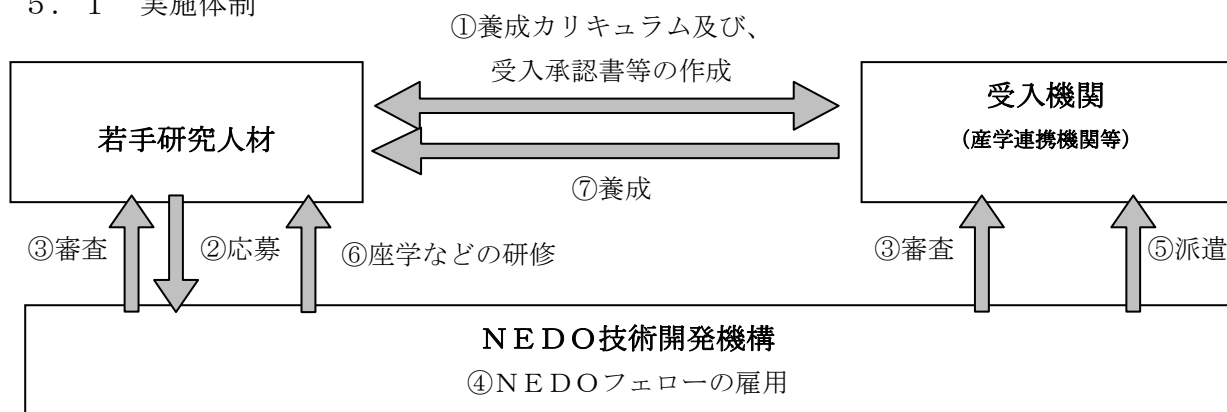
	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (見込み)
石特(代エネ)	337	192	—
石特(省エネ)	328	278	628
合計	665	470	628

(2) 応募件数、採択件数及び継続件数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
応募件数	37	51	127
採択件数	14	40	76
継続件数	76	42	37

#### 5. 事業の実施方式

##### 5.1 実施体制



①② 応募を希望される者は、受入機関と協議のうえ、「養成カリキュラム」及び「受入

承認書」等の申請に必要な提出書類を揃え、NEDO技術開発機構に応募する。

- ③ NEDO技術開発機構は、応募書類の審査並びに面接を実施し、採用者を決定する。
- ④⑤ NEDO技術開発機構は、NEDOフェローを雇用し、受入機関に派遣する。
- ⑥ NEDO技術開発機構は、NEDOフェローに対してMOT、知的財産マネジメント等に関する研修を実施する。
- ⑦ 受入機関は、NEDOフェローを監督しつつ、養成カリキュラムを実施し、NEDOフェローは養成カリキュラムを通じて自らの資質の向上を図る。

## 5. 2 公募

### (1) 掲載する媒体

「NEDO技術開発機構ホームページ」で行う他、新聞等に掲載する。

### (2) 公募開始前の事前周知

公募開始前の1ヶ月前にNEDO技術開発機構ホームページで行う。

### (3) 公募時期・公募回数

平成19年5月に1回行う。

ただし、追加公募の必要がある場合には、必要に応じて実施する。

### (4) 公募期間

30日間とする。

### (5) 公募説明会

川崎及び大阪で開催する。

## 5. 3 採択方法

### (1) 審査方法

NEDO技術開発機構が書類審査のうえ、応募者に対する面接及び、必要に応じて受入機関の指導担当者に対する面接・評価を実施し、審査選考委員会により決定する。

### (2) 公募〆切から採択決定までの審査等の期間

30日間以内とする。

### (3) 採択結果の通知

採否結果については、NEDO技術開発機構から応募者宛に通知する。

## 6. その他重要事項

### 6. 1 雇用契約及び受入契約の締結

- ① NEDOフェロー採用者は、NEDO技術開発機構と雇用及び出向契約を締結し、受入機関に派遣する。
- ② 受入機関は、NEDOフェローを受け入れるにあたり、NEDO技術開発機構と受入契約及び、NEDOフェローと雇用契約を締結する。

### 6. 2 評価

本事業を修了したNEDOフェロー及び受入機関に対する調査を実施し、評価結果をとりまとめるとともに、今後本事業を効果的に推進していくための課題を抽出する。

### 6. 3 事業の効果を高めるための諸施策

以下の施策を実施することを通じて、NEDOフェローの資質を向上させるとともに、NEDOフェローとしての自覚及び存在感を高めることとする。

- (1) NEDOフェローが習得すべきベーシックな知識については、NEDO技術開発機構がMOTプログラムや知的財産マネジメントプログラムを提供することにより、NEDOフェロー全体のスキルアップを図る。
- (2) NEDOフェロー及び受入機関に対する訪問及び評価・面談を実施し、事業の実施に関して指導を行う必要があると認められる場合、指導担当者等への積極的な働きかけを行う。
- (3) 受入機関との連絡体制、協力体制の強化を図る。
- (4) NEDOフェローの成果に対し、NEDO技術開発機構からも積極的な広報活動を実施する。
- (5) NEDOフェローに対しての有益な情報の発信を行う。
- (6) 共通する課題の解決及び情報交換を推進するため、NEDOフェロー同士のネットワーク形成を図る。
- (7) スーパーTLO<sup>1)</sup>が実施する他機関職員育成事業へのNEDOフェローの積極的な参加を図る。

1) 我が国の技術移転体制の底上げを目的とした「特定分野重点技術移転事業（スーパーTLO事業）」の通称で、その事業者であるスーパーTLOとして、文部科学省と経済産業省の承認を受ける承認TLOの中から選定している。

## 7. スケジュール

### 7. 1 本年度のスケジュール（予定）

平成19年	5月中旬	公募開始
	6月中旬	公募締切り
	6月下旬	審査・面接
	7月中旬	審査選考委員会
	8月1日	採用